

3月16日に発生した地震・罹災判定受付比較表

2022年3月18日・自治体HP調査

| 市町村 | 申請期限 | 必要要件・概要 | 備考 |
|------|-------------|--|-------------------------------|
| 気仙沼市 | 情報なし | | またはわかりにくい |
| 南三陸町 | 3月17日～5月16日 | 被害の程度がわかる写真 | 発行は1週間程度 |
| 登米市 | 随時、期限未定 | 罹災証明申請書(自己判定用)・建物の全景および屋根や外壁等の被害部分が確認できる写真 | 自己判定方式あり・早期 |
| 栗原市 | 3月18日～4月22日 | り災証明申請書、修繕を始める場合は写真 | 自己判定方式あり・即日 |
| 石巻市 | 3月22日～5月23日 | 被害状況がわかる写真(可能な場合) | 自己判定方式あり・早期 |
| 女川町 | 情報なし | | またはわかりにくい |
| 東松島市 | 随時、期限未定 | 証明書の交付にあたり確認調査を行う。調査前に修繕等を行う場合は、被害状況を確認できる写真を申請時または調査時に提出。 | |
| 大崎市 | 随時、期限未定 | 被災状況を撮影した写真を2～3枚程度(スマートフォン等の画像でも可) | 自己判定方式あり・即日 |
| 涌谷町 | 3月22日～4月15日 | 被害状況がわかる写真の添付(データのみ不可) | 発行は1週間から2週間程度 |
| 美里町 | 随時、一ヶ月程度 | 現地調査が必要。調査終了後、約1週間以内に郵送での交付となります。 | 自己判定方式あり・早期 |
| 加美町 | ～4月28日まで | 被害調査を行い、その被害程度について証明する | 発行には期間を要す |
| 色麻町 | 3月17日～4月18日 | 申請に基づき、申請者と日程を調整の上、随時被害調査を実施 | PDFのみ・応急危険度判定とは異なると説明・被害0件と公表 |
| 大衡村 | 情報なし | | またはわかりにくい |
| 大郷町 | ～4月28日まで | 詳細情報なし。申請される場合は、役場2階の総務課までお越しください。 | |
| 大和町 | ～4月28日まで | 日程調整のうえ、被害程度の調査。印鑑必須 | 自己判定方式あり・早期 |
| 富谷市 | 3月18日～4月28日 | 被害状況が確認できる写真(印刷したもの) | 自己判定方式あり・即日 |
| 松島町 | 3月18日～当面の間 | 町職員が住家被害認定調査(現地調査)を実施 | 自己判定方式あり |
| 利府町 | 3月17日～当面の間 | 罹災証明書発行のための建物の被害認定調査は18日から開始 | |
| 塩釜市 | 3月17日～6月17日 | 被害状況が分かる写真 | |
| 七ヶ浜町 | 3月18日～4月18日 | 詳細案内は無し。とにかく役場に。 | |
| 多賀城市 | ～4月18日 | 損害保険の保険金の請求に、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要と案内 | 自己判定方式あり・早期 |
| 仙台市 | 3月17日～5月16日 | 制度の説明あり。損害保険会社が独自の調査を行うため、罹災証明書は不要な場合が一般的という説明、取り下げ方法の説明あり | |
| 名取市 | 3月23日～当面の間 | 損害保険の保険金の請求に、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要と案内。被害状況がわかる写真。発行まで1-2週間程度の期間。 | |
| 岩沼市 | 3月17日～4月15日 | 被害状況がわかる写真を現像または印刷したもの。現地調査の後、発行まで10日程度の期間 | |
| 亘理町 | 情報なし | | またはわかりにくい |
| 山元町 | 3月22日～4月28日 | 被害状況がわかる写真等を提示(デジカメ・スマホ等の画面可) | 自己判定方式あり |
| 川崎町 | 3月18日～3月31日 | 写真判定又は現地調査。その後、証明書を窓口又は郵送等で発行。 | |
| 柴田町 | 3月17日～4月18日 | 被災の程度がわかる写真・印鑑 | |
| 大河原町 | 3月22日～当面の間 | 被害状況が確認できる写真(印刷したもの)や書類など | 26日・27日休日受付 |
| 村田町 | 3月22日～3月25日 | 印鑑、被害の全景及び詳細な損害箇所がわかる写真。現地調査後、証明書を郵送 | |
| 角田市 | 3月17日～当分の間 | 被害状況がわかる写真(スマートフォン等で撮影したものでかまいません) | |
| 丸森町 | 3月18日～当面の間 | 被害状況が分かる写真 | |
| 蔵王町 | 3月22日～4月8日 | 被災状況が分かる写真(スマートフォンや携帯で撮影したものでOK。) | |
| 白石市 | 3月18日～5月16日 | 被災の程度がわかる写真(できるだけ詳細なもの) | 自己判定方式あり・早期 |
| 七ヶ宿町 | 情報なし | | またはわかりにくい |

3月17日災害救助法適用決定

本人確認書類は必須、代理の場合は趣旨説明と委任状など必要

役場窓口営業サイクルに準じている。災害対応で直近休日も受け付ける対応は少ない。

自己判定方式とは、被災が軽微で「一部損壊」に同意できる場合、証明書をスピード発行できる